

## 公立大学法人岡山県立大学 平成21年度 年度計画

### I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 1 教育に関する目標を達成するためとるべき措置

ア フレッシュマン特別講義を受講させ、各分野の専門家及び組織の管理運営の担当者から、現代社会で生きる心構えを学びとらせる。

イ 学部教育における専門科目間の連携を毎年チェックする。

ウ 卒業研究において、学生の創造力と統合力を高める教育方法を各学科で常に検討する。

エ 実験、演習、実習の科目において、学生間あるいは指導者に対して自分の行為及び結果を的確に話せる能力の強化を図る。

#### (1) 教育の成果に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 学士教育

各学部・学科においては、学士課程カリキュラムの見直し、再編を継続的に行うことにより、多様化する現代社会の変化や要請に応えうる人材の育成を図る。

(ア) 保健福祉学部

保健福祉学部では、各学科ともに国家試験対策を支援し、学科組織の強化を図る。

① 看護学科

- ・平成21年度から適用される改正カリキュラムを適正に実施する。
- ・臨床現場での判断能力と対象者の健康ニーズに対応できる基礎能力の充実を図る。
- ・国家試験対策として看護師、保健師、助産師の国家試験模試の斡旋と教員による個別指導を行う。

② 栄養学科

- ・継続的なカリキュラムの見直しを行う。
- ・基礎学力を充実できるよう、全学教育科目の履修を奨励する。
- ・達成度の低い学生について、アドバイザー教員を通じた指導を行う。
- ・実習前における現場指導者の特別講義を系統的に組み込み、臨地実習の学習環境を充実する。
- ・国家試験対策として、模擬試験の斡旋及び教員による個別指導を行う。

③ 保健福祉学科

- ・教育により有効な教育組織・管理体制について検討する。
- ・学習動機・意欲の向上のため、学外の研究会、研修会及びボランティア募集等の情報を積極的に提供し参加を促す。
- ・国家試験対策として、年2回の模擬試験受験を斡旋し、試験後の指導を行う。また、法改正により国家試験の内容が新しくなるため、それに対応した学生指導を行う。

(イ) 情報工学部

学年進行に伴って、学科間で内容が類似する講義科目の名称を統一し、学科の枠を超えて担当教員の割振りを行う。

(ウ) デザイン学部

- ・各学科、各コースにおける、演習、実習科目の履修登録状況、成績等の基礎資料を収集し、

指導内容と指導成果の検証法を引き続き検討する。

- ・ デザイン工学科では、検証手段として全国レベルのコンペ等に応募する。
- ・ 造形デザイン学科では、実績検証ワークグループのとりまとめとシラバスへの反映を目指す。
- ・ 学生作品をWebで公開するために、作品のデジタル化をシステム化する。また学部ホームページ委員会と連携してWeb公開できる体制を漸次整備する。

## イ 大学院教育

各研究科・専攻では、引き続きカリキュラムへの見直しを図り、大学院生が専門分野だけでなく、周辺分野の知識も十分身につけられるように教育指導を行う。

### (ア) 保健福祉学研究科

#### 【博士前期課程】

#### ① 看護学専攻

実習関連の医療・保健・福祉施設で働く看護職、その他リカレント教育を希望する社会人に対して大学院教育の啓発に努める。また、長期履修学生制度を適用し、社会人が学習しやすい条件を整える。

#### ② 栄養学専攻

韓国ウソン大学および中国四川大学との学術交流を継続し、合同セミナーにおいて英語による口頭発表を積極的に行わせることにより、学生の研究発表能力の向上を図る。

#### ③ 保健福祉学専攻

- ・ 平成20年度に開始した研究指導體制の見直しについて検討を継続する。
- ・ 高度で広範な知識の修得を目的に、学生が指導教員以外からアドバイスを受けることができる機会を積極的に設ける。

#### 【博士後期課程】

#### ① 看護学領域

研究指導の充実化、学会等での発表に向けた支援を行い、看護のリーダーとなる専門家を育成する。

#### ② 分子栄養学領域及び応用栄養学領域

平成20年度に策定した大学院担当教員資格の審査基準に基づき、より幅広い専門分野の習得を目指すため中国学園大学大学院教員による講義科目を大学院博士後期課程に設定するとともに、学外講師による特別講義を継続して行い、分子栄養学・応用栄養学領域の教育研究の充実を図る。

#### ③ 保健福祉学領域

大学院生の研究成果の学会等における発表を支援し、保健福祉学領域での教育・研究者を育成する。

### (イ) 情報系工学研究科

#### 【博士前期課程】

- ・ 大学院生の筆頭での学会発表の義務化を促進し、活発な学会発表を行う。
- ・ スポーツシステム工学科博士前期課程の設置について、平成20年度に行った「大学設置・学校法人審議会大学設置分科会運営委員会」との事前相談結果を基に、平成22年度開設に向けて必要な対応を行う。また、これを機に、学士課程との連続性を観点に教育プログラムの見直しを行う。

#### 【博士後期課程】

各種プロジェクトに大学院生を参加させ、学術論文・国際会議等での研究成果発表等によ

り、多様性のある人材育成を図る。

(ウ) デザイン学研究科

【修士課程】

学部改組に伴うデザイン学研究科修士課程の設置について、平成20年度に行った「大学設置・学校法人審議会大学設置分科会運営委員会」との事前相談結果を基に、平成22年度開設に向けて必要な対応を行う。また、これを機に、学士課程との連続性を観点に教育プログラムの見直しを行う。

**(2) 教育内容等に関する目標を達成するためとるべき措置**

ア 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

入学者受入方針について、これまでの入学者の修学状況を基に必要な見直しを行う。

また、一般選抜及び特別選抜について、これまでの入学者の資質及び意欲をみて、必要に応じて選抜方法の見直しを行う。

イ 教育課程

(ア) 平成20年度に提起された「全学教育がめざすもの」を基に、全学教育と学部教育の連携を図りながら全学教育の充実を図る。

(イ) 入学前の学習歴の多様化に対応できるように、授業科目の内容及び編成の見直しを行う。

(ウ) 社会情勢の変化に応じた的確な人材育成が行えるよう、教育課程の編成等について継続的な点検を行う。

(エ) コミュニケーション能力と継続学習能力を育成する立場で、語学教育の充実を図る。

(オ) 平成18年度に設置された、情報工学部スポーツシステム工学科、デザイン学部デザイン工学科及び造形デザイン学科に対応する大学院課程を平成22年度から開設できるよう必要な対応を行う。

(日程)

- ・ 認可申請(届出) 平成21年5～6月
- ・ 認可 平成21年10月頃

(概要)

・ 人間情報システム工学専攻：

人間を中心とする工学分野において、幅広い基礎知識と豊かな知性と夢を持ち合わせた高度な専門技術者の育成を図る。

・ デザイン工学専攻：

デザイン工学の専門分野及び関連分野に関する理論と技術を修得し、各専門分野の諸問題の解決とデザイン手法の革新を図るとともに、社会に貢献できる指導的デザイナーの育成を図る。

・ 造形デザイン学専攻：

造形デザインの専門分野及び関連分野に関して幅広く履修し、複合的な知識及び造形デザイン技術の習得のもと、社会に貢献できるデザイン提案力を備えた人材の育成を図る。

ウ 教育方法

(ア) 平成20年度に提起された「全学教育がめざすもの」を基に、その改善・充実を進めることとし、平成21年度は、全学教育のカテゴリー「学部教育への準備」の科目内容を中心に行う。

また、健康・スポーツ推進センターでは、その理念を構築するとともに、全学教育でのスポーツ教育プログラムについて見直しを行う。

(イ) 及び (ウ)

- ・ 看護学科では、特別選抜合格者に対し、入学前に基礎的な教育を実施する。
- ・ 栄養学科では、特別選抜合格者に対し、過去3年間実施した経験を踏まえ化学の講義内容を改善して入学前教育を実施する。
- ・ 保健福祉学科では、特別選抜合格者に対し、適切な教材により、入学前教育を実施する。
- ・ 情報工学部では、特別選抜合格者を対象とする「入学準備懇談会（事前教育を含む。）」をこれまでと同内容で実施する。また、平成21年度はこの懇談会の効果について点検を行う。
- ・ デザイン学部では、特別選抜合格者を対象とする入学前教育及びそのアンケート調査を実施する。

(エ) 教員と学生間のコミュニケーションを密にする取組みを、オフィスアワーの活用や演習・実習を通じて次の通り実施する。

- ・ 看護学科では、各専門領域の科目に小人数によるグループ学習を組み入れ、演習、実習を組み立てて、教員との密なコミュニケーションによる指導を行う。
- ・ 栄養学科では、1～3年生に対し、アドバイザー教員の研究室を訪問するように指導する。
- ・ 保健福祉学科では、新カリキュラムの3年目に当たるため、1年生対象の入門ゼミと2年生対象の基礎ゼミに加え、3年生を対象とする専門ゼミを実施して、保健福祉に関する知識や方法を教育する。（4年生のゼミナールは従来どおり。）
- ・ 情報工学部  
情報通信工学科及び情報システム工学科では、学生の習熟度向上に向けた演習・実験方法について、実験演習検討委員会で見直しを行う。また、卒業論文指導において、両学科の卒業研究発表会の日程を調整するとともに、相互の研究発表聴聞を可能とし、学生の参加を奨励する。  
スポーツシステム工学科では、学生の習熟度向上に向けた演習・実験のありかたを検討するとともに、それらを生かした卒業研究指導を行う。
- ・ デザイン学部では、学生へのオフィスアワー制度紹介に努めるとともに、資料配付等を通じて学生が活用しやすい環境を整備する。

(オ) 学士課程及び大学院課程におけるシラバスの継続的な見直しを行う。平成21年度の重要項目は次のとおり。

- ・ 情報工学部（研究科）では、スポーツシステム工学科の博士前期課程設置（平成22年度開設予定）に伴い、その連続性・整合性を考慮し、シラバスの見直し（策定）を行う。
- ・ デザイン学部では、デザイン工学科・造形デザイン学科の修士課程設置（平成22年度開設予定）に伴い、その連続性・整合性を考慮し、シラバスの見直し（策定）を行う。

(カ) 栄養学科では、平成20年度に行った連携大学院の実績評価を基に、連携大学院教授による教育課程のさらなる充実を目指す。

また、大学院教育充実の一環として、産学官連携のおかやまバイオアクティブ研究会主催のシンポジウムにおいて大学院生に研究シーズを発表させるとともに、企業との連携を活用したインターン教育の実施に努める。

- (キ) 長期履修制度のもとで入学した大学院学生の研究計画を指導するとともに、大学院学生の研究指導体制及びその方法について必要に応じて見直しを行う。  
また、今後の指導のため、過年度在籍していた休学生及び退学生の調査を行う。

## エ 成績評価

### (ア)

- ・ シラバスにおいて、各授業科目の到達目標と成績評価の関係を明示するとともに、その内容・方法を点検する。
- ・ GPA制度の導入等を引き続き教育研究活動委員会で検討する。

- (イ) 各授業科目で厳密な成績評価を行う。また、その取組の実施状況をもとに、成績評価方式の改訂を行う。

- ・ 看護学科では、平成21年度改正カリキュラムによる基礎看護学実習や演習、各領域実習の達成度を評価するとともに、その評価方法について点検を行う。

- ・ 栄養学科では、臨地実習報告会において、教員・臨床指導者の評価と学生の自己評価を用いた実習の達成度評価を行う。  
また、卒業研究の公聴会を実施するとともに、平成20年度に着手した評価方法の検討を継続して行う。

- ・ 保健福祉学科では、「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正に準拠した実習指導体制の整備に合わせて、実習における成績評価の方法について検討する。

- ・ 情報工学部では、教育成果の評価方法に関するプログラム、評価処理技術等を検討する。

- ・ デザイン学部では、デザイン教育プログラムに対する達成度の評価状況について、教育評価ワークグループ（仮称）を組織し、関連委員会と協議をはかりつつ、引き続き調査する。

## (3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するためとるべき措置

### ア 教職員の配置等

- (ア) 人事委員会において、学長のリーダーシップにより適正な教員配置を実施する。

- (イ) 事務職員の適材適所配置及び専門性向上のための研修参加を図る。

- (ウ) 採用計画を策定し、大学事務に精通したプロパー職員の任用を図る。

### イ 教育環境の整備

- (ア) 語学センターでは、ALCの機能を十分に利用した英語教育を実施する。

- (イ) 情報教育センターでは、学内ネットワークが正常に運用できるよう努める。  
また、学生アンケートの結果に基づき、演習室開放時間の増加について検討するとともに、語学センターと協力してパーソナルコンピュータのさらなる有効活用を推進する。

- (ウ) 健康スポーツ推進センターでは、その目的に合致した効果的な運営を目指し、体育施設使用取扱要項を作成する。

- (エ) 附属図書館では、600種の学術雑誌が閲覧できる電子ジャーナル「サイエンスダイレクト」を導入し、利便性の向上を図る。

(オ) デザイン学部では、これまで構築してきたメディア機器やネットワークの環境整備計画について、必要とされる能力・機能と予算の両面から改めて見直しを行い、予算の許す範囲において漸次整備を行う。

#### ウ 教育の質の改善

(ア) 平成20年度に開始(試行)した、教員の個人評価の方法について自己点検を行うとともに、その改善に努める。

教育年報、社会貢献年報、教育研究者総覧、大学概要の年度更新を行うとともに、各年報等で担当する業務の自己点検等を整理し教育の質の改善に活用する。

学内研究経費の内容を見直し、本学の特色を生かした高レベルの教育研究活動推進を目的とする「最先端研究助成費」及び本学の学士力の育成及び教育力の向上を目的とする「教育力向上支援助成費」を新設する。

平成21年度から、教育の質の改善計画(研究)が全国的な競争の場で認められた教員に対し、研究費の支援が行えるよう、方針を確立する。

(イ) 学生による授業評価アンケートの結果について、学生へのフィードバック法を検討する。

(ウ) 授業参観や授業評価を継続し、その結果を踏まえて授業改善を図る。  
また、平成21年度は、これまでのFD啓発事業の外に、初任教員への研修を検討する。

(エ) 平成20年度に開始した教員の個人評価について、自己点検を行いながら試行を継続し、平成23年度の本格的実施に向けた体制を確立する。

(オ) 平成20年度に開始(試行)した教員の個人評価の本格実施前に、その評価方法及び教員へのフィードバック方法を確立する。

(カ) 教育年報2009は平成22年4月末に発行し、本学のホームページに公開する。

## 2 学生への支援に関する目標を達成するためとるべき措置

### (1) 学習支援、生活支援、就職支援等に関する目標を達成するためとるべき措置

教員と学生とのコミュニケーションを密にする各学部の学習上の取組みはⅡ-1-(2)-ウ-エで述べたが、その他の生活、進路、就職等の相談について次のとおり取り組む。

#### ア

・保健福祉学部では、学生の授業や個人的な悩みなどに対して、学科長、教務委員、アドバイザー教員等により、状況に応じた対応を行うとともに、次の指導方法を検討する。

学年間の縦のつながりにより、先輩からの助言を受けることができる体制作りの検討。  
(看護学科)

現行の学年担当(担任)制の機能について点検し、より適切な学生指導・支援体制を検討する。

実習先指導担当者に対する教育プログラムを提供し、実習教育の充実を図る。(保健福祉学科)

- ・情報工学部では、学期ごとに学生個人の単位修得状況等を整理するとともに、出席調査を学科ごとに行い、問題を抱える学生の発見とその対応を組織的に進める。
- ・デザイン学部では、学科学生生活支援委員会の活動を定例化するとともに、そこでの情報交換を通じて、必要に応じて臨機応変な対応が可能な体制を整える。また、学内カウンセラーや非常勤精神科医との連携を図り予防的な観点からの対応を図る。
- ・学生生活アンケートによる学生からの要望事項等について、学生生活支援専門委員会での検

討や学内委員会へ付議することにより、大学運営に適切に反映させていくとともに、キャンパスマネージャーとの懇談会を適宜開催し、そこでの意見をもとに、より良い学生生活支援に反映させていく。

- ・ 学生相談室と保健室が連携して、学生が気軽に学生相談室を訪れることができるように取り組むとともに、メンタルサポートが必要な学生に対しては、各学科の教員や非常勤精神科医と連携を取りながら適切な対応に努める。また、学内カウンセラーの増員について検討を行う。

イ

- ・ インターンシップの意義・重要性を学内掲示等を通じて学生に周知するとともに、インターンシップ推進会議を核として学生への啓発・奨励に努める。
- ・ 大学コンソーシアム岡山におけるキャリア教育について、その教育内容が本学の専門性に照らして、学生の要望や必要性に合致するかどうかを点検する。

ウ

- ・ 景気の悪化に伴う厳しい雇用情勢に注視し、学生の就職活動について、状況に応じた的確かつ早期な対策を講じる。
- ・ 早期化する就職活動に対応し、各種就職ガイダンスやセミナーをその時季に合わせて開催するとともに、低学年次向けの就職ガイダンスを新たに開催する。また、引き続き自己分析検査や就職模擬試験、大都市部での合同企業説明会への就活バスの運行を行い、学生の主体的な就職活動に対する支援を行う。
- ・ 学生が気軽に就職相談員に相談できるようにPRを行うとともに、就職相談員による模擬面接や質の高い個別指導等を行い就職活動を支援する。
- ・ 看護学科では、学生の具体的、個別的なニーズに対応するため、卒業生を迎えての就職懇談会を実施する。
- ・ 栄養学科では、各種職域に就職した卒業生を講師に招いた就職支援セミナーを実施する。
- ・ 保健福祉学科では、従来の就職懇話会、就職説明会を行うとともに、就職活動の効果的な展開を目的に、インターンシップ導入等による新たなキャリア教育の検討を行う。
- ・ 情報工学部では、学内で実施する県内企業による就職説明会への参加企業数を拡大する。
- ・ デザイン学部では、卒業生を講師に招いたセミナー等の就職支援活動を実施する。

エ コミュニケーション能力、表現力・プレゼンテーション能力の向上を目的に、全学教育の臨時授業科目として、「コミュニケーションティーチング演劇演習」を新規開講する。

また、平成19年度から学生のキャリア形成支援に努めているが、その浸透について、学生の動向を観察する。

## (2) 経済的支援に関する目標を達成するためとるべき措置

- ・ 学生の経済的支援として、授業料減免制度及び日本学生支援機構奨学金を含む各種奨学金に関する適正な審査及び応募者の推薦を行う。
- ・ 授業料減免、各種奨学金等について、適宜情報提供に努める。

## (3) 留学生に対する配慮に関する目標を達成するためとるべき措置

ア

- ・ 日本での生活に不慣れな外国人留学生に対し、チューターを配置して学習に打ち込めるよう支援を行うとともに、留学生向けの各種奨学金制度の情報提供に努める。

- ・ 附属図書館では、外国人留学生の日本語学習の便宜を図るため関連図書の整備を図る。

イ 保健福祉学部では、国際交流協定締結校等からの積極的な留学生受入を進めるとともに、受入制度の点検を行う。

### 3 研究に関する目標を達成するためとるべき措置

#### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 教員個人の研究者としての能力を高めるために、学外において研究成果を積極的に発表する機会を増やす。

看護学科では、毎月1回、専門の講座ごとにゼミを開催し、学科教員及び大学院生の研究活動の活性化を促すとともに、研究成果を学会や論文等で積極的に発表する。

- ・ 韓国啓明大学校、中国東北師範大学、イギリスバンガー大学との共同研究の研究成果は学会や論文で発表する。
- ・ 学会発表と学術論文の総件数については、専門分野での学会発表として50件以上、学術論文25件以上を目指す。

栄養学科では、学外講師による研究セミナーを開催するとともに、研究成果を学会や論文等で積極的に発表する。

- ・ 学会発表と学術論文の総件数について、平成20年度実績の105%を目標とする。
- ・ 四川大学の方定志教授との共同研究成果については国際誌での発表を行う。

保健福祉学科では、専門分野または教育内容に適合した研究業績を28件（教員28名）以上発表する。（ただし、紀要を除く。）

情報工学部では、学術論文、学術講演及び学会発表の水準の維持・向上に努めるとともに、質の向上を目指す。

学術論文及び国際会議論文の発表件数について、平成20年度実績の105%を目標とする。

デザイン学部では、専門分野または研究内容に対応して、学術論文投稿、学術講演、作品展、あるいは公募展応募等といった形で研究成果を43件（教員43名）以上発表する。

また、教員の研究成果公表のために、定期的に学部ホームページを更新できる体制及びシステム（予算措置を含む）を構築し、更なる充実を図る。

イ 教員は、研究者個人としての研究活動に加えて学内外での共同研究に取り組み、その活動成果により社会に貢献するとともに、その取組から自己の新しい研究分野拡充に努める。

このために、産学官連携推進センターは、学部横断的な「領域・研究プロジェクト」を中心に、研究活動の支援を行うとともに、共同研究等の事例を学内に紹介し、教員の社会貢献を指向した研究意欲の高揚を図る。

ウ 全教員を対象として「教育研究者総覧2009」を発行する。

また、保健福祉学部及びデザイン学部では、学部紀要を発行する。

エ 研究成果の管理

職務発明審査会は、岡山TLOとの連携により、教員の研究活動に遅滞なく審議を行う。

オ 倫理審査

倫理委員会は、教員の研究活動に遅滞なく対応して必要な審議を行う。



## (2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 連携大学院方式についてこれまでの活動を評価し、現有組織の活性化を図るとともに、必要に応じてその拡充を進める。

- ・ 栄養学専攻では、連携大学院制度を活用し、食品安全学を中核に据えた研究活動を推進するとともに、大学院教育のカリキュラムの新設・見直しを行う。

イ 産学官連携推進センターは、新規性を主体とする大学院研究科とは異なり、研究成果の地域への有用性の視点に立ち、学域横断的な「領域・研究プロジェクト」などを中心に、外部資金獲得と社会的実用化を目指す実学的共同研究等を推進する。

ウ 学内の競争的研究資金の拡大を図り研究成果を上げるとともに、その配分については、教員の教育研究活動に対する積極性、研究内容の新規性・有用性及び本学が定める重点課題に対する適応性等を考慮して決定する。

## 4 地域貢献、産学官連携、国際交流に関する目標を達成するためとるべき措置

### (1) 地域貢献に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 各教員は、地域共同研究機構の活動に積極的に協力し、本学の基本理念「実学を創造し、地域に貢献する」ことの実現をめざして活動を強化する。

また、産学官連携推進センターでは、教員の地域貢献意欲を高めるために、アクティブラボや100社訪問キャラバン隊等で地域と教員の接点拡大に努める。

(a) 地域共同研究機構の機能強化・運用体制の見直し

産学官連携推進センターの教員メンバー（副センター長・幹事）の改選にあたり、各学部・学科の産学官連携活動の充実を目指す。

また、地域共同研究機構スタッフと、学長、事務局長、事務局企画広報班等との作戦会議は定時開催し、現在の諸施策の運用状況の点検と、将来に向けた新規施策の議論を行う。

(b) 地域共同研究機構活動の学内外への発信力強化

冊子類、OPUフォーラム、社会貢献年報、メールマガジン、ホームページ及び産学官の会合などを活用して、産学官連携活動の学内外への広報を行う。特に、「領域・研究プロジェクト」や提案型共同研究活動事例の紹介に努める。

(c) 外部専門家の活用体制の整備

産学官連携推進センターでは、特許関連業務や大学発ベンチャー立ち上げ支援等において、学内メンバーだけでは対応が困難な業務もあることから、必要に応じて外部専門家や客員教員の協力を得て実施する。

また、全学的に取り組みが行われるアクティブキャンパスや公開講座等についても、必要に応じて客員教員等による支援を行う。

イ 保健福祉推進センターは、以下の活動を行う。

(a) 第一線で活躍している保健福祉分野の専門職を対象に、研究会等を開催する。

- ・ 看護学科は、地域看護学研究会、ホスピスケア研究会、看護技術研究会、リスクマネジメント研究会等を継続して開催する。
- ・ 栄養学科は、栄養学研究会を継続して開催し、地域の栄養士や管理栄養士への情報発信と研究への支援を行う。
- ・ 保健福祉学科は、社会福祉研究会、介護福祉研究会、子どもと保育研究会及び保育ステップアップ講座を開催する。

- (b) 市民を対象とした健康・福祉に関する鬼ノ城シンポジウムを開催する。
- (c) 地域の人々の体力向上や親睦を目的としたグランドゴルフ大会などを開催する。
- (d) 市町村等と協力し、一日保健福祉推進センターを開催する。
- (e) 教員の講師派遣を積極的に行う。
- (f) ホームページを充実し、PR活動を積極的に進める。

ウ メディアコミュニケーション推進センターは、以下の活動を行う。

- (a) 県市町村など公共団体のコンテンツ制作を支援する。
- (b) デジタルコンテンツ制作講座を開催し、地域貢献および人材育成に努める。
- (c) メディアコミュニケーション推進センターのホームページを定期的に更新できるように計画し、活動、支援内容を発信する。
- (d) 公共団体が開催する事業に積極的に関わり、コンテンツ制作を支援する。また、公共団体主催事業の審査、委員等に教員を積極的に派遣する。

エ 県内高校との協議を定期的に行い、情報交換の場として積極的に活用する。

なお、平成21年度からは、高校側からの要望等を聴取するとともに、本学の理念及び教育方針の理解を求める。

メディアコミュニケーション推進センターとして高大連携を図るため、高等学校の単位授業を1科目以上担当する。

また、高校生向けに公開する授業を設ける。

デザイン学部では、デザインに関する高校生の理解を深め興味を促すために、県内高校へデザインに関する出張講座等を実施する。

オ 移動型情報発信基地（「アクティブキャンパス」という。）の整備

アクティブキャンパスについて、社会活動委員会やホームページで活動の紹介を行い各学部の活動を促す。今後は、後援・共催型のイベント参加によるPRではなく、社会人向けの講座の開講、講演会、ワークショップの実施等、教員が主体的に企画行動する本学主体の活動にシフトさせていく。

看護学科では、アクティブキャンパスとして、保健師実践講座を開催する。

また、総社市との地域ケア研究会における「地域での健康課題」について、保健福祉専門職を加えて研究を進め、アクティブキャンパスの今後の活動要素とする。

栄養学科では、地域住民・生徒などを招き、また、地域に出かけて栄養学に関する知識の普及活動を行う。

保健福祉学科は、アクティブキャンパスとして公開講座を開講する。また、介護技術講習会を実施する。

情報工学部では、アクティブキャンパスについて、県内のニーズ等を調査し効果的に実施する。

デザイン学部は、地域の要望に応じ、アクティブキャンパスとして、各種教育機関及び企業団体での講演会や技術指導等を積極的に進める。

## (2) 産学官連携の推進に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 産学官連携推進センターでは、学域横断的な共同研究組織「領域・研究プロジェクト」について、新規案件の発掘とともに、継続案件について成果の見極めと今後の展望に基づく見直しを行う。

また、有効なプロジェクトには、文部科学省等の競争的研究資金の獲得支援や学長が査定する学内競争的資金の優先配分を行う。

イ 各学部学科が地域の企業や公的組織に出向いて、教員の教育・研究活動を積極的にPRするとともに、技術相談や情報交換を行う。（これを「アクティブラボ」という。）

- ・ 看護学科では、臨床実習の受け皿となっている保健・医療・福祉施設でのケアの質向上を支援する研究指導体制を強化するとともに、アクティブラボとして、これら施設や企業等の活動を支援する。
- ・ 栄養学科では、アクティブラボとして、地域企業等の技術相談や情報交換がスムーズに行われるよう、産学官連携推進センターとの連絡体制を見直しを行う。
- ・ 保健福祉学科では、アクティブラボとして、保健・医療・福祉施設又は企業等との情報交換を行うとともに、その活動を支援する。
- ・ 情報工学部では、県内中小企業のニーズに合致した提案型共同研究の推進を図るため、教員による企業訪問を行う。
- ・ デザイン学部は、メディアコミュニケーション推進センターの情報を活用して、官庁、各種団体、企業に対し講師(教員)を派遣し、産学官連携事業を積極的に進める。
- ・ 産学官連携推進センターは、教員の協力を得てアクティブラボの推進を行う。  
また、これまでに技術相談等で交流のあった訪問先に加えて、金融機関等外部組織からの情報も活用し、共同研究等の可能性がある企業・団体を積極的に開拓する。
- ・ ホームページや産学官連携推進センターの幹事を通じてアクティブラボ活動を学内に紹介し、教員の参加意欲を促す。

ウ 産学官連携推進センターでは、民間出身の非常勤職員を活用し、平成20年度に立ち上げた提案型共同研究推進チームの活動事例のひな形をベースに、新たなテーマを担当する教員チームの立ち上げを行い、提案型共同研究活動の多様化を図る。

情報工学部では、岡山県産業振興財団、岡山県工業技術センター、岡山商工会議所などと連携をさらに密にし、地域企業の具体的支援策、共同研究及び受託研究の拡大を検討する。

デザイン学部では、民間企業の発想を産学官の共同研究に活かす。また教育GP申請にむけて、民間企業出身者のアイデアを積極的に募る。

エ 大学の研究内容やその実績を学外に広報し、企業との交流を促進するため、OPUフォーラム2009を5月29日（開学記念日）に本学で開催する。

今回は、基本となる教員の研究紹介に重点を置くと同時に、デザイン学部の特長を生かして全員参加型の祭典としての演出面の工夫を行う。また、参加者に分かりやすくするために、研究展示を1会場に集約するとともに、「技術分野別」に展示する。

オ 本学の発明審査会では、審議に際し岡山TLOから意見を聴取するとともに、TLO主催の各種活動を活用するなど発明に関する情報収集を行う。

### (3) 国際交流に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 看護学科では、中国延辺大学及び英国バンガー大学との共同研究を推進する。

栄養学科では、中国四川大学及び韓国ウソン大学校との学術交流の一環として、合同セミナーを四川大学にて開催するとともに、積極的に共同研究を行う。

また、四川大学培訓部と本学大学院の間で個別の学術交流協定を新たに締結し、大学院生の受け入れ体制を整える。

保健福祉学科では、交流協定校との教員間の共同研究を展開し、成果を公表する。

情報工学部では、国際交流協定を締結している大学からの学生受入について、平成20年度に策定した選抜方法により実施する。

デザイン学部では、教育交流の一環として、引き続き中国内蒙古大学芸術学院及び韓国ウソン大学校建築学部・コンピュータデザイン学部との合同作品展を実施する。

国際交流協定を締結する大学から学生を積極的に受け入れるとともに、ウソン大学校建築学部・コンピュータデザイン学部と合同で教員対象のセミナーを開催し、学術交流の促進をはかる。

イ 交流協定締結校との連携実績等を検証するとともに、新たな学術交流協定の締結を目指す。

看護学科と保健福祉学科では、韓国と中国における新たな大学院間の国際交流協定の締結を目指す。

デザイン学部では、中国内蒙古大学芸術学院と国際学術交流協定を締結し、教育・学術交流の充実を図る。

### (4) 県内の大学間の連携・協力に関する目標を達成するためとるべき措置

大学コンソーシアム岡山の「吉備創生カレッジ」へ、社会人にとって有益な講義科目を提供するとともに、単位互換制度への授業科目として、県内大学のニーズを考慮しつつ本学の特徴的な科目を提供する。

## II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1 運営体制の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 理事長（学長）、学部長等を中心とする機動的な運営体制の構築

ア 全学的な経営戦略の確立

- ・ 平成20年度からの継続として、学内を競争(competition)と協働(collaboration)の場と位置づけ、競争意識をもって各教員が教育研究活動に取り組むとともに、異なる専門分野の協働作業を促進させる戦略（「CC戦略」という。）の浸透に努める。
- ・ 学長査定の学内競争研究助成費の配分に関して、本学の戦略的研究、特色ある研究を推進するように重点配分する。
- ・ 教員配置を全学的に管理し、適正な配置を図る。

## イ 理事長（学長）補佐体制等の整備

副理事長、理事の業務分掌と役割を明確にし、権限と責任を明確化する。また、全学的な方針に基づいた学内の管理運営を迅速かつ円滑に行うため、事務局長（総務・財務）、学生部長（教育研究）及び地域共同研究機構長（産学官連携、外部資金獲得）は、各々の所掌分野に関して学長と連携を密にする。

ウ 学部長は、各種委員会の委員として大学の意志決定に参加するとともに、学部全体にその意志決定を伝え、了解を得るように努める。また、学部内で果たすべき教育・研究について責務を総括する。

## (2) 全学的な視点による戦略的な大学運営の仕組みづくりの推進

### ア 予算等の配分

- ・平成21年度以降の本学予算は、県財政構造改革大綱2008の影響を受けることとなるが、その編成に係る基本方針は従来どおり堅持する。ただし、具体的な予算案については、社会情勢を考慮しながら一定の縮減を行うとともに、実績に基づく柔軟な対応を含める。
- ・教育研究費について大幅な見直しを行い、学内競争による研究費の充実を図る。

### イ 各種委員会の役割の明確化

各種委員会の機能及び構成員については、実績を見ながら見直しを行う。

ウ 教員組織と事務職員組織の連携を図り、業務運営の改善を図る。

- ・物品・旅費請求システム運用体制の整備充実に関する見直しを行い、教職員の予算執行等の効率化を目指す。
- ・更新した教務システムについて、業務効率化のための改良等を検討する。

## (3) 地域に開かれた大学づくりの推進

### ア 大学情報の積極的な提供

- ・本学の教員の顕著な教育・研究活動を、ホームページやマスメディアを通じて積極的に広報する。
- ・本学の重要なイベント情報を、マスメディアを通じて積極的に広報するとともに、近隣の町内会組織へも案内する。
- ・大学概要は、毎年刊行する。
- ・本学と総社市との間の包括協定に基づき行われる事業において、本学のPR及び各種情報の発信を行う。
- ・附属図書館の一般開放  
平成21年度から県民へ図書の出借を行う。

イ 外部委員登用による大学改革の進展を考慮し、各種会議の運営状況を点検する。

## (4) 評価制度の活用等による業務運営の改善に向けた継続的取組の推進

ア 県評価委員会による評価結果を役員会、経営審議会、教育研究審議会等において検討し、必要な業務の見直しを行う。

イ 監事及び会計監査人の監査結果について、教育研究審議会、経営審議会及び役員会において改善策を検討し、大学運営に適切に反映する。

## 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するためとるべき措置

- (1) 各委員会は、所掌分野の大学組織を継続的に点検する。
- (2) 教育研究活動が、時代の変化や地域社会の要請に柔軟に対応できるよう、組織内部の改革を図る。
- (3) 全学教育研究機構及び各学部において、教授会は教務専門委員会から要請された教育課程の編成を遅滞なく行う。
- (4) 学問の専門領域間の連携強化による研究を推進するため、教員は地域共同研究機構の領域の活動に積極的に参画する。

### 3 人事の適正化に関する目標を達成するためとるべき措置

#### (1) 法人化の特徴を生かした弾力的な制度の構築

- ア 勤務時間管理の弾力化を図るため、教育研究活動に係る教員の個人評価制度の検討状況や他大学の実施状況等を考慮しながら裁量労働制の導入時期を検討する。
- イ 事務職員の今後の採用計画を策定し、大学事務に精通した職員の任用を図る。
- ウ 男女共同参画社会の実現に向け、教職員の研修会派遣や職場研修を実施する。

#### (2) 能力・業績等を反映する制度の確立

- ア 教員を対象に、能力・業績等が適切に反映される多面的で適正な人事評価制度を検討する。
  - (ア) 人事評価のベースとなる教員の個人評価（平成20年度から試行）の見直しを行うとともに、その試行を継続する。  
併せて、教員の個人評価の参考資料となる「教員の個人評価調査書」の内容についても見直しを行う。
  - (イ) 公正性・透明性・客観性を高め、評価に対する信頼性を確保するため、教員から提出された意見書(自己主張)の分析結果を次年度の個人評価に反映させる。
  - イ 教員の意欲の向上を図るため、能力・業績等が適切に反映されるシステムを検討する。
    - (ア) 教員の人事評価制度は、そのベースとなる教員の個人評価（現在試行中）制度の本格導入時期から実施することとしており、これに向けた具体案を策定する。
    - (イ) 人事評価制度の本格導入を控えて、他大学の給与体系等について、調査・研究を行う。
    - (ウ) 職員表彰規程により特に優秀な成果をあげた教職員の表彰を行い、大学ホームページ等により内外に公表する。
  - ウ 事務局職員に対して、岡山県職員の人事評価制度を導入(試行)し問題点を精査する。

#### (3) 全学的な視点に立ち公正・公平で客観的な制度の構築

- ア 教員採用に関しては、人事委員会で学長のリーダーシップのもとに、全学的視点及び中期計画の方針に沿って教育研究分野を検討するとともに、適切な教員配置を実施する。
- イ 定められた人事に関する方針及び基準に従い、人事委員会及び教育研究審議会において、公正な選考に関する最終意思決定を行う。そのために、選考委員会は厳正公平な候補者の選考と選考資料の提出に努める。

#### 4 事務等の効率化、合理化に関する目標を達成するためとるべき措置

##### (1) 業務の見直し

###### ア 外部委託の活用

効果的・効率的な運営を行うため、外部委託可能な業務について継続的に見直しを行う。

イ 教職員に対し、経理業務マニュアルの周知に努め、より適正かつ効率的な予算執行が行える体制を整備する。

###### ウ 弾力的な雇用

繁忙期において、弾力的な職員採用を行う。

##### (2) 事務組織の見直し

簡素で効率的かつ持続可能な事務組織とするため、継続的に見直しを行う。

### Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 1 自己収入の増加に関する目標を達成するためとるべき措置

##### (1) 学生納付金

ア 入学金・授業料等の学生納付金の見直しは、社会情勢、他の国公立大学の動向を考慮し適正な時期に検討する。

イ 授業料の口座振替制度の周知に努め、口座振替利用率の一層の向上を図る。

##### (2) 外部研究資金等の獲得

ア 「社会活動委員会」において、外部研究資金に関する資金獲得の仕組み、学部・学科の特色に応じた戦略を検討し、全体として採択率の向上を目指す。

また、これまでどおり産学官連携推進センターから、全教員に対して外部資金に関する情報提供を行う。

文部科学省の科学研究費補助金への申請目標を次のとおりとする。

看護学科では、今後は若手研究者の積極的な取り組みを支援し、准教授、助教の科学研究費補助金の申請率100%を目指す。

栄養学科では、科学研究費補助金の申請率100%維持を目指すとともに、採択率の向上に努める。

保健福祉学科では、科学研究費補助金の申請について、新規申請率70%（平成20年度 48%）を目指す。

情報工学部では、科学研究費補助金の獲得・拡充のために、申請書作成検討会を複数回実施する。

また、申請件数について、若手研究者を支援するとともに、努力目標として、学部全体の新規申請率を70%（平成20年度 61%）とする。

デザイン学部では、科学研究費補助金の申請について、教授・准教授を中心に、各コースの専門分野に応じ各コース1件以上、全学教育研究機構兼務教員を含め、学部全体で8件以上の申請を目指す。

また、「平成21年度質の高い大学教育推進プログラム」事業に、デザインの実践的教育を主題とした取組案で応募する。

グローバルCOE及び教育GPの申請について、平成20年度（平成19年度に申請）の不採択理由を精査し、学内での準備体制の強化及び強化のための研究費助成を実施する。

イ 外部資金公募情報について、産学官連携ネットワーク（連携機関や人脈）を活用し、情報の早期入手及び学内への早期伝達に努める。

産学官連携推進センターでは、引きつづきメールマガジンの配信や外部競争的研究資金情報コーナーによる情報周知を行うとともに、個別教員への積極的な申請支援を行う。

ウ 共同研究等の獲得において、従来からの産学官連携ネットワーク（連携機関や人脈）を活用するとともに、アクティブラボや技術相談等においてきめ細かい対応を行うことにより、獲得のベースとなる県大ファンづくりを推進する。

エ 学内競争研究助成費の査定においては、各教員の外部研究資金獲得実績を考慮したものとす。

### (3) その他の自己収入確保

大学の人的、物的、知的資源の有効活用のもと、地域社会の要請に対応した専門分野の講習会、研究会等を有料で実施する。

## 2 資産の管理運用に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 岡山県立大学健康・スポーツ推進センター規程に基づき、地域社会へのスポーツ施設提供について検討する。

(2) 教育研究施設について、平成19年度に策定した修繕計画を見直し、緊急性・重要性を考慮した整備計画を策定する。

高額機器については、平成19年度に策定した整備・購入計画（平成20～22年）を見直し、平成22～24年度の計画を策定する。

(3) 健康・スポーツ推進センターでの本学スポーツ施設の有効利用と併せて、その貸付基準及び使用料について検討する。

- ・ 体育施設使用取扱要項（貸付基準）の作成
- ・ 講義室、講堂等の使用料について、光熱費の見直しによる適正な額の設定
- ・ 施設の空き日程等に係る確認方法の検討

(4) 世界的な経済状況の悪化が懸念されており、資金の安全性を最優先に、余裕資金の効率的な運用を行う。

## 3 経費の抑制に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 経費削減を目的に、契約期間の複数年度化や契約の集約化等を可能なものから行う。

(2) 効果的・効率的な運営を行うため、業務の簡素化・合理化や外部委託について検討し、可能なものから順次行う。

(3) 組織運営の効率化を図るため、教職員及び非常勤講師の配置を検討する。



- (4) 引き続き、中間決算の試行を行い、本決算の円滑な実施を図る。  
また、棟別エネルギー使用量等の公表により、光熱水費の節減意識の醸成を進める。

#### **IV 自己点検・評価及び改善並びに当該情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置**

##### **1 評価の充実に関する目標を達成するためとるべき措置**

- (1) 評価委員会における定期的な自己点検・評価として、教員の個人評価システムの確立と平成23年度の本格実施に向けて試行を行う。
- (2) 大学機関別認証評価を次の日程で受審する。  
H21年6月 自己評価書を提出する。  
H21年10～12月 訪問調査を受ける。  
H22年3月 講評を受ける。(評価終了)
- (3) 大学機関別認証評価の結果(平成22年3月)を基に、評価委員会で問題点等を整理し、平成22年度以降の自己点検・改善へ向けた基礎資料を作成する。

##### **2 情報公開の推進に関する目標を達成するためとるべき措置**

- (1) 広報専門委員会とメディアコミュニケーション推進センターが連携を密にしながら、本学の情報を効果的にPRする。
- (2) 本学の法人運営に係る各種情報の公表に努めるとともに、公表媒体となるホームページや冊子等の内容について、継続的な見直しを行う。

#### **V その他業務運営に関する重要事項に関する目標を達成するためとるべき措置**

##### **1 施設設備の整備に関する目標を達成するためとるべき措置**

- (1) III-2-(2) のとおり。
- (2) 電力及び重油の使用データを学内に定期的に公表することにより、省エネルギー啓発活動に努める。  
また、各棟別の電力使用料を調査して、学部別の電力料金を設定する。

##### **2 安全衛生管理に関する目標を達成するためとるべき措置**

- (1) 全学的な安全衛生管理体制のもとで、安全衛生教育の充実に取り組む。
- (2) 緊急性・安全性等の観点から適切に施設設備の機能保全及び維持管理を行う。
- (3) 化学物質等の毒物劇物等の適切な管理等について啓発活動を実施するとともに、教職員による自主点検に努める。

##### **3 人権に関する目標を達成するためとるべき措置**

人権を所掌する総務委員会において、教職員を対象とした人権等に関する研修会を企画・実施する。  
また、人権侵害と疑念をもたれるような行為の防止策及び対処法に取り組む。

VI 予算、収支計画及び資金計画  
別紙のとおり

VII 短期借入金の限度額  
限度額 3億円

VIII 剰余金の使途  
決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

IX 重要な財産の譲渡等に関する計画  
なし

X その他規則で定める事項

1 施設及び設備に関する計画  
なし

2 中期目標の期間を超える債務負担  
なし

3 地方独立行政法人法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の使途  
なし

4 その他法人の業務運営に関し必要な事項  
なし

別 紙

予算、収支計画及び資金計画

1 予算（平成21年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	2, 1 2 2
自己収入	1, 1 1 2
授業料及び入学金検定料収入	1, 0 7 5
雑収入	3 7
受託研究等収入及び寄附金収入	8 1
目的積立金取崩	5 6
計	3, 3 7 1
支出	
教育研究経費	7 6 9
人件費	2, 1 7 1
一般管理費	3 5 0
受託研究等経費及び寄附金事業費等	8 1
計	3, 3 7 1

〔積算にあたっての基本的な考え方〕

- 1 予算は、「岡山県財政構造改革大綱 2008」の方針に基づき法人の運営等に必要な額を算定している。
- 2 共通の経費については、面積割等合理的な方法により按分配分している。

〔人件費の見積り〕

人件費の見積りについては、岡山県の給与減額措置に準じた基準により必要額を算定している。

〔運営費交付金の算定方法〕

- 1 運営費交付金＝教育研究経費＋人件費＋一般管理費－自己収入  
 ※ 平成21年度は、「岡山県財政構造改革大綱 2008」の方針に基づき人件費を含む既定の経費等について抜本的な見直しを行った上で算定している。

〔受託研究等の見積り〕

- 1 受託研究等収入及び寄附金収入については、過去の収入実績及び平成21年度の受託等の見込みを勘案し算定している。

2 収支計画（平成21年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	3, 4 4 6
經常費用	3, 4 4 6
業務費	3, 0 1 1
教育研究経費	7 7 3
受託研究等経費	6 7
寄附金経費	—
役員人件費	2 9
教員人件費	1, 8 0 4
職員人件費	3 3 8
一般管理費	3 2 7
財務費用	—
雑損	—
減価償却費	1 0 8
臨時損失	—
収入の部	3, 3 9 0
經常収益	3, 3 9 0
運営費交付金	2, 0 9 0
授業料収益	9 2 6
入学金収益	1 0 6
検定料収益	4 3
受託研究等収益	6 8
寄附金収益	1 4
財務収益	2
雑益	3 5
資産見返負債戻入	1 0 6
資産見返運営費交付金等戻入	4 5
資産見返寄附金戻入	2
資産見返物品受贈額戻入	5 9
臨時利益	—
純利益	△ 5 6
目的積立金取崩益	5 6
総利益	—

### 3 資金計画（平成21年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	3, 8 4 9
業務活動による支出	3, 3 3 9
投資活動による支出	3 2
財務活動による支出	—
翌年度への繰越金	4 7 8
資金収入	3, 8 4 9
業務活動による収入	3, 3 1 3
運営費交付金による収入	2, 1 2 2
授業料及び入学金検定料による収入	1, 0 7 5
受託研究等収入	6 7
寄附金収入	1 4
その他の収入	3 5
投資活動による収入	—
財務活動による収入	2
前年度よりの繰越金	5 3 4

注) 前年度よりの繰越金は、岡山県立大学学術研究振興事業基金211百万円及び目的積立金等である。